

9-D-7	検査項目 手動扉施錠装置の検査方法	掲載日 2012-09-21
-------	----------------------	-------------------

1. 適用

手動扉に適用する。

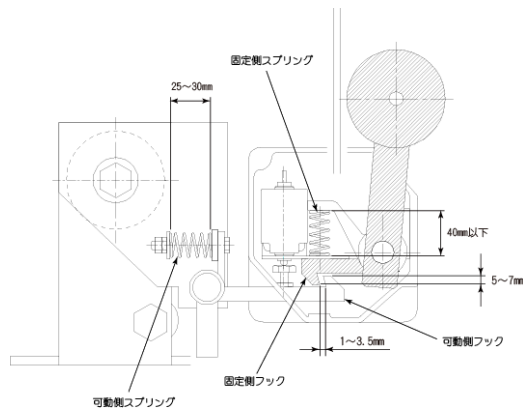
2. 検査方法

取付状態などに異常のないこと。

ドアが全閉時にロック装置の寸法が下図のようになっていること。

3. 判定基準

タイプ1



「定期検査業務基準書記載の判定基準による」

◎要重点点検とすべき場合の基準

- ・ロック機構に変形があること。
- ・フックの摩耗がR0.5又はC0.5に達した場合。

○解説

「ロック機構に変形があること」とは、機械的な施錠装置の部分に明らかな摩耗や変形が見られる状態又は他の機器と接触している状態をいいます。

◎交換が必要な場合の基準

- ・著しい損傷又は腐食があること。
- ・フックの摩耗がR1.0又はC1.0に達した場合。

○解説

「著しい損傷」とは、かご機器の接触により変形があり機能を失っている状態又は失うおそれのある状態並びに可動部や接点に摩耗や損傷があり施錠装置の機能に影響を及ぼすおそれがある状態をいいます。

部品の諸元

・施錠装置の材質

フック：Bc2（青銅铸件）

スプリング：SUP3

・スプリング

固定側スプリング

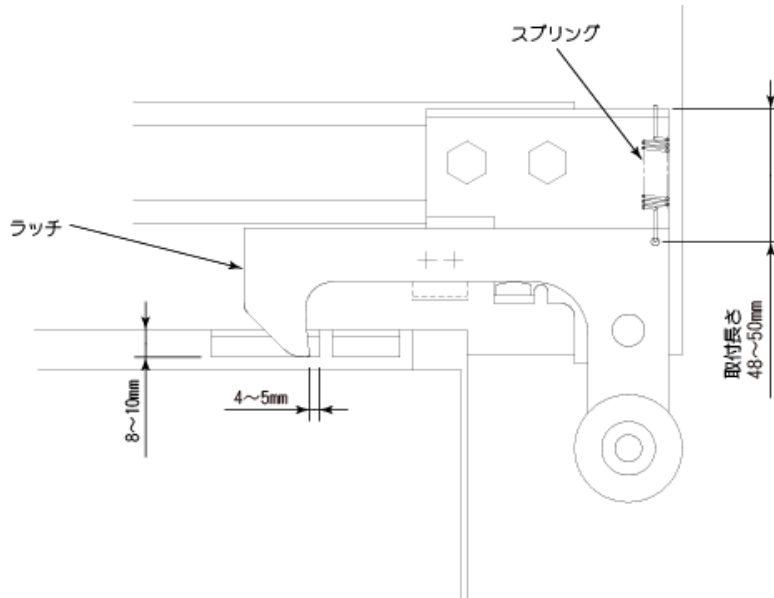
有効巻数 10・自由長 55mm・中心径 13mm・線径 1.4mm

可動側スプリング

有効巻数 6・自由長 40mm・中心径 16mm・線径 1.6mm

管理番号	検査項目	掲載日
9-D-7	手動扉施錠装置の検査方法	2012-09-21

タイプ2



「定期検査業務基準書記載の判定基準による」

◎要重点点検とすべき場合の基準

- ・ロック機構に変形があること。

○解説

「ロック機構に変形があること」とは、機械的な施錠装置の部分に明らかな摩耗や変形が見られる状態又は他の機器と接触している状態をいいます。

◎交換が必要な場合の基準

- ・著しい損傷又は腐食があること。

○解説

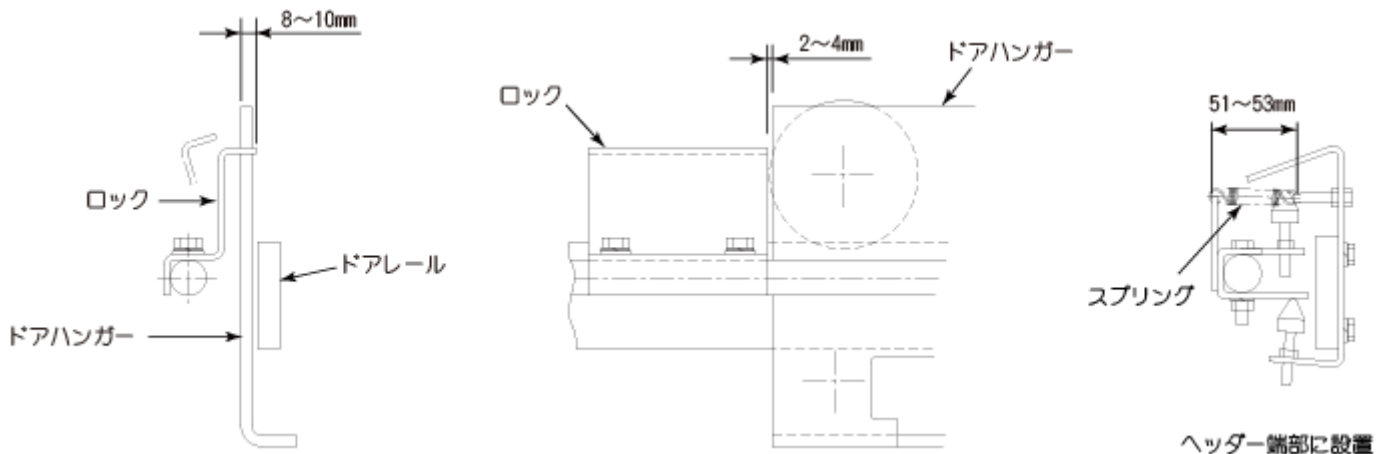
「著しい損傷」とは、かご機器の接触により変形があり機能を失っている状態又は失うおそれのある状態並びに可動部や接点に摩耗や損傷があり施錠装置の機能に影響を及ぼすおそれがある状態をいいます。

部品の諸元

- ・施錠装置の材質
 - ラッチ：SPCC相当
 - スプリング：SWPB
- ・スプリング
 - 有効巻数 15.5 ・ 自由長 37.5mm ・ 中心径 9mm ・ 線径 1mm

管理番号	検査項目	掲載日
9-D-7	手動扉施錠装置の検査方法	2012-09-21

タイプ3



「定期検査業務基準書記載の判定基準による」

◎要重点点検とすべき場合の基準

- ・ロック機構に変形があること。

○解説

「ロック機構に変形があること」とは、機械的な施錠装置の部分に明らかな摩耗や変形が見られる状態又は他の機器と接触している状態をいいます。

◎交換が必要な場合の基準

- ・著しい損傷又は腐食があること。

○解説

「著しい損傷」とは、かご機器の接触により変形があり機能を失っている状態又は失うおそれのある状態並びに可動部や接点に摩耗や損傷があり施錠装置の機能に影響を及ぼすおそれがある状態をいいます。

部品の諸元

- ・施錠装置の材質

ロック：SPCC相当

ハンガー：SS400

スプリング：SWPA

- ・スプリング

有効巻数22.5・自由長42mm・中心径9mm・線径1mm